

保健所法の改正

政府は地方における公衆衛生の向上及増進を圖るため昭和二十二年九月五日附法律第百一號を以て保健所法を改正したが、その全文は左の如くである。

保健所法

(昭和二十二年九月五日
法律第百一號)

第一條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第二條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及び増進を圖るために、都道府縣又は政令で定める市が、

第一條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及びこれに必要な事業を行う。

第二條 保健所は、人口動態統計に関する事項

第三條 糜養の改善及び飲食物の衛生に関する事項

第四條 住宅、水道、下水道、汚物掃除その他の環境の衛生に関する事項

第五條 保健婦に関する事項

第六條 厚生大臣は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために必要と認めるときは、第一條の地

方公共團體に対し、保健所の設置及び運営に関する必要な事項を命ずることができる。

第七條 第二條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を圖るために、その支所を設けることができる。

第八條 この法律による保健所でなければ、その名称中に、保健所たることを示すような文字を用いてはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第九條 保健所の施設の利用又は保健所で行う業務について、命令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない。

第十條 國庫は、保健所に関する経費を支出する地方公共團體に対し、政令の定めるところにより、その支出額の二分の一以内を補助する。

第十一 その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

第十二 第一條に規定する地方公共團體の長は、その職務に属する前條各項に掲げる事項に関する事務を

保健所に委任することができる。

第四條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るため必要があるときは、結核、性病、歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病的治療を行う

ことができる。

第五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を圖るために必要な試験及び検査を行うことができる。

保健所は医師、歯科医師、薬剤師その他の者に、

前項の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

労働省設置法 (昭和二十二年八月三十一日
法律第九十七号)

第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て經濟の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、労働省を設置する。

第二條 労働大臣は、労働組合、労働關係の調整、労働に関する啓蒙宣傳、労働條件、労働者災害補償保険及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、失業保険に関する事務、労働統計調査に関する事務、その他の労働に関する事務を管理する。

第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。
一、労働基準局
二、婦人少年局
三、勞政局
四、職業安定局
五、労働統計調査局

第四條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

一、機密に関する事項
二、官吏の進退身分に関する事項但し、大臣が他の

労働省の設置

政府は労働行政の重要性に鑑み、労働省設置のため昭和二十二年八月法律第九十七号を以て労働省設置法を制定公布、政令に依り九月一日より施行され、労働省の設置をみるに到つた。その全文は左の如くである。

附 則
この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

- 三 大臣の官印及び省印の管掌に関する事項
四 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに総合調整に関する事項
五 公文書類の接受、発送、編纂及び保存に関する事項

- 六 経費及び収入の予算、決算、会計及び金計の監査に関する事項
七 官有財産及び物品に関する事項

第五條 労政局においては、左の事務を掌る。

- 一 勞働組合法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事を行うことを妨げるものではない。

- 二 勞働組合法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事を行うことを妨げるものではない。

三 勞働に関する啓蒙宣傳に関する事項

- 四 その他労働に関する事項で他の所管に属しないもの

第六條 労働基準局においては、左の事務を掌る。

- 一 賃金、労働時間及び休息に関する事項

二 産業安全に関する事項
三 労働衛生に関する事項

- 四 労働者災害補償及び労働者災害補償保険に関する事項

五 労働能力の増進に関する事項
六 労働者の福利厚生に関する事項

- 七 工場、鉱山その他の場所における労働條件及び労働者の保護に関する監督に関する事項
八 その他労働基準法の施行に関する事項その他勞

働條件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの

四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行
五 職業に関する定期統計及び刊行

第六條 婦人少年局においては、左の事務を掌る。

- 一 婦人及び年少労働者に特殊の労働條件及び保護に関する事項

第七條 婦人少年局においては、左の事務を掌る。

- 一 婦人及び年少労働者に特殊の労働條件及び保護に関する事項

第八條 児童の使用禁止に関する事項

- 一 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項

第九條 家族労働問題及び家事使用人に関する事項

- 一 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項

第十條 勞働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第十一條 勞働省の部局、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第四條乃至第九條の規定にかかわらず、必要があるときは、政令の定めるところにより、省内において他省の所管に属せしめられたものを除く。

六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所管に属せしめられた事務を行なうことを妨げるものではない。

七 勞働の生活、給與及び雇用に関する経済問題に関する調査及び刊行

八 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行

第九條 職業安定局においては、左の事務を掌る。

- 一 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関する事項

二 失業対策に関する事項

三 失業保険及び失業手当に関する事項

四 その他職業に関する事項

第十條 職業安定局においては、左の事務を掌る。

一 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関する事項

二 失業対策に関する事項

三 失業保険及び失業手当に関する事項

四 その他職業に関する事項

第十一条 勞働省の所管事務の一部を変更することができる。

第十二条 船員の労働に関する行政の重要な事項について、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に、労働省部内及び運輸省部内の関係官を以て組織する船員労働連絡会議を置く。

第十三条 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

附 則

第十四条 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「勤労」を削り、「社会保険」の下に「労働大臣と協議して、これを定める。

第二條中「九局」を「六局」に改め、

「勞政局」

労働基準局 を削る。

職業安定局」

第七條 削除

第七條ノ二及び第七條ノ三を削る。

第八條第一号中「、國民健康保険及労働者災害扶助責任保険」を及國民健康保険に改める。

第二十三條 削除

第十五條 労働基準法の一部を次のように改正する。

第一百條の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廢及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に勧告を行ふとともに、労働基準局長が、その下級の官廳に対してもう指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に關し労働基準局若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に關する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることができること。

第一百一條 第百四十五號を以て失業手當法を制定する。

失業手當法 (法律的目的)

(昭和二十一年十一月一日)
法律第一百四十五號

第一條 この法律は、失業保険の被保険者が失業した場合に、失業手當金又は失業保険金を支給することを目的とする。

前項の失業保険金は、失業保険法の規定にかわらず、この法律の定めるところによつて、これを支給するものとする。

(失業手當金又は失業保険金の支給)

第二條 政府は、失業保険の被保険者が左に掲げる事項に該当するときは、昭和二十三年四月三十日までに失業手當金を、同年五月一日以後は、失業保険金を支給する。

第一 離職の日まで六箇月以上、失業保険法に規定する事業所(昭和二十二年十一月一日前の期間)に就業して行つた調査の場合に、これを適用する。

第二 離職の日まで六箇月以上、失業保険法に規定する事業所(昭和二十二年十一月一日前の期間)に就業して同一の事業所に雇用されたこと。

第三 離職の日まで六箇月以上、失業保険法に規定する事業所(昭和二十二年十一月一日までの間ににおいて離職し、失業保険法第十五條第一項の規定に該当しないこと)。

用する場合を含む。)に、「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

失業手當法の制定

政府は現下の失業問題の重要性に鑑み、昭和二十二年十二月一日法律第百四十五號を以て失業手當法を制定する。

年十二月一日法律第百四十五號を以て失業手當法を制定したが、その全文は左の如くである。

第三條 この法律で失業とは、労働者が離職し、労働の意図及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

この法律で離職とは、労働者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

(失業の意義)

第四條 第二條の規定に該当する者(以下受給資格者という)が、失業手當金の支給を受けようとするときは、左の手続をしなければならない。

第一 第二條第一項の規定に該当することを証明する文書その他必要な文書を公共職業安定所に提出すること。

二 離職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

(支給要件)

第五條 失業手當金は、失業保険の被保険者の離職した月前において、被保険者期間として計算された最

「第百五條乃至第百九條」を「第百五條(第百條の二第三項において準用する場合を含む。)乃至第百九條」に改め、同條第四号中「第百二十條第一号中「第百五條乃至第百九條」を「第百二十條第一号中「第百五條乃至第百九條」を

から、昭和二十三年四月三十日までの間ににおいて離職し、失業保険法第十五條第一項の規定に該当しないこと。

後の一月及びその前月(月の末日において離職し、その月が被保険者期間として計算される場合は、その月及びその月前月において被保険者期間として計算された最後の月)に支拂われた賃金の総額をその期間の